

## 地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称  
富山市「共生・交流・創造」のまちづくり
2. 地域再生計画の作成主体の名称  
富山市
3. 地域再生計画の区域  
富山市の全域

4. 地域再生計画の目標

富山市は富山県の中心に位置し、平成17年4月1日、1市4町2村の合併により、北は富山湾から南は岐阜県境、いわゆる川上から川下までという、県全体の面積の約3割を占める日本海側有数の中核市として生まれ変わりました。

市の中心を流れる神通川は、その昔、幾度となく氾濫を繰り返して「暴れ川」と呼ばれていましたが、明治期から始めた馳越工事により現在の南から北へ直線的な流下形態となっています。また、春は富山名産「ますの寿司」のサクラマス、初夏から晩秋にかけてはアユの漁場としても知られ、シーズンになると釣竿を手に持ち、鮎つりを楽しんでいるたくさんの釣り人を見ることができます。

しかし、高度成長期以降の人口増、産業の発達による排水量の増大、工業、農業用取水による河川水の減少に伴い、神通川及びその支流においても水質が悪化し、富山湾同様に漁獲高もかつての面影はなくなりました。

富山市では、戦後間もない昭和27年から公共下水道をはじめとする污水处理施設の整備に順次着手し、平成16年度末現在では、污水处理施設人口普及率は90.3%となっていますが、合併した各地区間において污水处理施設整備の進捗に差があり、今後の事業展開の課題となっています。

このため、新市が合併に際して策定した「新市建設計画」においては、地理的特性毎に4つのゾーンを設定し、そのひとつである田園環境共生ゾーンにあたる神通川中流域に位置する「おわら風の盆」で有名な八尾町地区および隣接する婦中町地区については公共下水道で、旧富山市南部の熊野地区および月岡南部地区については農業集落排水で、これら以外の個別処理が有利とされる地域については合併処理浄化槽で污水处理施設を整備し、生活拠点を中心に生活環境の充実を図るほか、川辺環境及び優良農地の保全を図ることとしました。

本計画により、公共下水道・農業集落排水・浄化槽を一体的かつ効率的に整備することによって、神通川水系及び流れ広がる富山湾の水質を改善し、より快適な親水空間・自然環境・生活環境を創造します。また、優良農地の保全により農業振興を図り、清流のシンボルであるアユ・サクラマスを中心に、地域内外から“人”と“もの”の多様な交流を促進し、「環境と創造のゆめ舞台」という富山市の将来像にふさわしい「共生・交流・創造」のまちづくりの実現に向けて地域づくりを行うことを目標とします。

(目標 1) 汚水処理関連施設の整備促進  
(汚水処理施設人口普及率を 90.3% から 92% 以上に向上)

(目標 2) 富山市の市民意識調査における生活環境の満足度  
(「下水道などの生活排水処理」の満足度を 78.7% から 84% に向上)

(目標 3) 農業振興地域の良質な農業用水を確保し、担い手農業者の育成  
(担い手農業者(認定農業者、集落営農組織) 289 から 420 に増加)

## 5. 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

本計画では公共下水道は、八尾町地区、婦中町地区の事業認可区域の一部、農業集落排水事業は熊野地区、月岡南部地区、公共下水道、農業集落排水施設で整備しない地域については、合併処理浄化槽整備を推進し、生活環境及び神通川、富山湾の水質の改善を目的として汚水処理施設整備の推進を図る。

### 5-2 法第五章の特別の措置として行う事業

#### (1) 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は以下のとおり事業開始に係る手続き等を領している。なお整備箇所等については別添図面による。

- ・公共下水道 平成 5 年 12 月に事業認可(平成 17 年 5 月変更済み)
- ・農業集落排水施設 平成 17 年 4 月(熊野地区)及び平成 18 年 4 月(月岡南部地区)に事業採択の通知を国より受けている。

#### [事業主体]

富山市

#### [施設の種類]

公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽(個人設置型)

#### [事業区域]

公共下水道 八尾町地区、婦中町地区の下水道事業認可区域の一部  
農業集落排水施設 熊野地区、月岡南部地区  
浄化槽(個人設置型) 下水道事業認可区域、農業集落排水採択地以外の富山市全域

#### [事業期間]

公共下水道 平成 17 年度から平成 21 年度  
農業集落排水施設 平成 18 年度から平成 21 年度  
浄化槽(個人設置型) 平成 17 年度から平成 21 年度

[整備量]

公共下水道	八尾町・婦中町地区	φ 1 5 0 ~ 3 0 0	
		L = 7 8 , 3 0 0 m	
		(うち交付金対象事業分	5 5 , 0 0 0 m)
農業集落排水施設	熊野地区	φ 1 5 0 ~ 2 5 0	L = 1 7 , 7 2 4 m
		(うち交付金対象事業分	1 4 , 3 4 6 m
		処理施設	1 箇所
	月岡南部地区	φ 1 5 0 ~ 2 0 0	L = 9 , 6 2 0 m
		(うち交付金対象事業分	7 , 4 0 2 m
浄化槽 (個人設置型)		2 5 0 基	

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

公共下水道	八尾町地区	1 , 4 7 0 人	婦中町地区	4 , 8 7 0 人
農業集落排水施設	熊野地区	1 , 2 4 0 人	月岡南部地区	7 1 0 人
浄化槽 (個人設置型)	富山市全域で 6 8 0 人			

[事業費]

公共下水道	事業費	1 0 , 4 0 0 , 0 0 0 千円
	(うち交付金	5 , 2 0 0 , 0 0 0 千円)
	単独事業費	4 , 9 6 5 , 0 0 0 千円
農業集落排水施設	事業費	2 , 6 2 7 , 8 3 5 千円
	(うち交付金	1 , 3 1 3 , 9 1 7 千円)
	単独事業費	5 1 3 , 3 6 0 千円
浄化槽 (個人設置型)	事業費	1 0 5 , 1 3 2 千円
	(うち交付金	3 5 , 0 4 4 千円)
合計	事業費	1 3 , 1 3 2 , 9 6 7 千円
	(うち交付金	6 , 5 4 8 , 9 6 1 千円)
	単独事業費	5 , 4 7 8 , 3 6 0 千円

5 - 3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか「共生・交流・創造」のまちづくりを推進するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

(1) 担い手農業者の育成等

担い手となる認定農業者・集落営農組織・法人を育成し、地域農業の連携を強化、生産性の向上を目指す。このほか、担い手や農業従事者と共に、食育・都市農村交流・地産地消に積極的に取り組む。

(2) 栽培漁業の実施等

神通川においては、アユ、サクラマス、富山湾ではマダイ等の稚魚を放流する「栽培漁業」を支援する。また、保育園児による稚魚放流事業により漁業への理解を深めるとともに活性化を図る。

(3) 売比河鶉飼祭りの開催

大伴家持が詠んだ万葉集の歌に因んだ情景を鶉飼の実演等で再現し、文

化交流の促進と観光客の誘致を図る。

(4)「川をきれいにする日」の推進

毎年6月第一日曜日に、地区町内会と協働で川の清掃を行い、自然と調和した水と緑が活かされた快適なまちづくりを推進する。

6. 計画期間

平成17年から平成21年

7. 目標達成状況に係る評価に関する事項

計画終了時に、富山市において示した数値目標（汚水処理人口普及率92%以上、市民意向調査「下水道などの生活排水処理」に対する満足度84%）について調査、評価を実施し、公表する。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

なし